

②総合評価落札方式に係る公告

＜公告期間 2025 年 5 月 6 日～2025 年 5 月 27 日＞

次のとおり、総合評価落札方式参加表明者の選定手続を開始します。

1. 業務の概要

- 1) 事業名 リハビリー・クリーナース、リハビリー・おおぞらにおける連続洗濯機・連続洗濯機用油圧脱水機の導入（省エネ設備等導入促進事業）
- 2) 事業内容 連続洗濯機の更新に係る補助金申請業務の委託（コンサルティング業務）
「令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金（設備単位型）」
- 3) 事業期間 補助金交付決定後（9月上旬予定）～2026年 1月31日（土）予定
- 4) 総合評価落札方式適用業務
本業務は、委託料以外の要素も含めて総合的に評価し、最適な契約業者を決定する総合評価落札方式を適用する業務です。

2. 担当部課

- 〒061-1102 北海道北広島市西の里506番地
- ・社会福祉法人北海道リハビリー リハビリー・クリーナース（担当：渡辺、奥田）
TEL 011-375-2114 FAX 011-375-2148 E-mail y-watanabe@selp.net
 - ・社会福祉法人北海道リハビリー リハビリー・おおぞら（担当：菅原、寺下）
TEL 011-375-2249 FAX 011-375-2157 E-mail m-sugawara@selp.net

3. 総合評価落札方式の参加に要求される資格

- ①単体企業であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③経営不振の状態(会社更生法及び民事再生法の申し立て、手形・小切手の不渡り等)にないことまたは、公的資金の運用上、社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ④役員及び管理職員が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく暴力団員または、暴力団員が事実上経営に関与していないこと。
- ⑤日本国内に事務所又は事業所を有し、かつ当該業務を的確に遂行するための能力を有していること。
- ⑥「令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(設備単位型)の二次公募に補助申請可能なこと。
- ⑦2024年4月1日から2025年3月31日までの期間において、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」または「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」の申請支援を10件以上実施し、そのうち85%以上が採択されていること。
- ⑧成果報告時に、事業区分ごとに定める期間において、補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること。
- ⑨会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能であること、かつ過去の委託業務における補助金返還の実績がないこと。
- ⑩補助金申請業務に係る委託料は、当該業務の遂行に必要なすべての経費（人件費、交通費、通信費等）を含むものとし、かつ、当該補助対象経費の総額の20%を超えない範囲で設定すること。
- ⑪当該業務をすべて自社内で実施できる体制を整えていること（再委託は原則として行わないこと）。

4. 参加表明

- 1) 総合評価落札方式参加資格審査申請
本工事の総合評価落札参加者は、総合評価落札方式参加表明書に関係書類を添付して提出し、前記「3. 総合評価落札方式の参加に要求される資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ① 提出方法：持参または郵送（配達記録郵便等の配達の記録が残るものに限る。）
 - ② 提出場所：前記「2. 担当部課」に同じ
 - ③ 提出期限：2025年 5月27日（火）12時00分まで
 - ④ 提出書類：1. 参加表明書（様式に従って必要事項を記入）
2. 証明書（総合評価落札方式参加誓約及び暴力団との関係の有無の証明）
3. 会社概要（資本の額、年商、従業員数等がわかるもの。（パンフレット等））
4. 省エネルギー投資促進事業補助金の支援実績、採択率がわかる書類（契約書・補助金決定通知など）
- ⑤ 資格審査：2025年 5月27日（火）14時00分から
- ⑥ 問 合 せ：総合評価落札方式参加資格審査申請に関する問い合わせは、随時 前記「2. 担当部課」において受け付ける。
- ⑦ そ の 他：提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合及び虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- 2) 総合評価落札方式参加者を選定するための基準
総合評価落札方式参加表明者に対し、その結果を2025年 5月27日（火）に「選定通知書」または「非選定通知書」を全者に文書で送付する。
- 3) 非選定理由に関する事項
 - ①参加者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面（非選定通知書）において通知する。
 - ②上記1)の通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して1日以内に非選定理由について説明を求めることができる。
 - ③非選定理由に関する説明の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：前記「2. 担当部課」に同じ・受付時間：9時00分から15時00分まで

5. 現地説明会(建設地の視察)及び仕様書等の配布

- 1) 日 時：2025年5月28日（水）15時00分から行う。
- 2) 場 所：「2. 担当部課」において実施する。
- 3) 参 加：現地説明会の参加は必須とする。※当日に「仕様書」等の配布を行う。
- 4) 質 問：視察時に視察に関する質問・要望等は受け付ける。
- 5) その他：写真撮影は許可するが、事業所従業員等人物の撮影は禁止する。

6. 提案方法及び質問受付

- 1) 提案書の作成方法
 - ①提案書は、委託料、補助金採択の実績、業務遂行体制、業務実績などの必要事項を別紙に記入のうえ提出すること。
 - ②提案については、「仕様書」を参考に必要事項を記載すること。
- 2) 提案書の提出
 - ①提出方法：持参または郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）
 - ②提 出 先：前記「2. 担当部課」に同じ
 - ③提出期限：2025年 6月 4日（水）12時00分まで
- 3) 仕様書、提案書に関する質問の受付及び回答
 - ①質問は、文章によるもののみ受け付けることとし、持参、郵送（配達記録郵便等に限る）、FAX又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること）によること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。
 - ・質問の受付担当課：前記「2. 担当部課」に同じ
 - ・質問の受付期間：2025年 5月28日（水）から 5月30日（金）12時00分まで
 - ②質問に対する回答
 - ・質問者及び質問者以外の全ての参加予定者に電子メールにおいて送信する。
 - ・質問の回答日：2025年 6月 2日（月）15時00分まで
 - ・その他：現場説明は随時行う。

7. 入札執行日時及び場所

- 1) 日 時：2025年 6月 6日（金）15時30分～
- 2) 場 所：北海道北広島市西の里507番地1 社会福祉法人北海道リハビリー 法人本部事務局 会議室

8. 総合評価落札方式及び契約に関する事項

- 1) 契約業者の決定方法及び通知日
委託料、補助金採択の実績、業務遂行体制、業務実績などを評価項目とし、事前に定めた基準に基づき総合的に審査を行い、最も適切と判断されたコンサルタント業者を選定する。
 - ・結果通知日：2025年 6月 9日（月）電子メール及び郵送
- 2) 予定価格：設定しない（※成功報酬型契約では、補助金額が確定した後に委託料が決定するため。）
- 3) 最低制限価格：設定しない
- 4) 条項を示す場所：北海道北広島市西の里507番地1 社会福祉法人北海道リハビリー
- 5) 契約者：社会福祉法人北海道リハビリー 理事長 石崎 岳
- 6) 契約書作成の要否：要（省エネ率の算定及び補助金申請を契約締結前に先行することについて覚書を取り交わし、補助金交付決定後に正式な契約に移行する。）

9. 補助金に係る取扱い

補助金が不採択の場合は、契約を締結しない。

10. 省エネルギー効果の測定方法（実績報告）

エネルギー使用量の実測データを、連続する1週間以上の期間にわたり取得し、報告すること。

11. 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金：免除
- 2) 契約保証金：免除

12. 消費税等課税事業者等の届出

契約業者となった者は、契約決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

13. 支払い条件

事業の工程を勘案し、原則として金融機関への振込みの方法により支払うこととする。支払い回数、金額、支払い時期等については、契約締結時に双方協議して決定する。

14. その他

- 1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び総合評価落札方式旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。
- 3) 総合評価落札参加資格審査申請書及びその他関係書類の虚偽の記載、添付書類を偽装して提出した場合は、無効とする。
- 4) 総合評価落札参加資格審査申請書及びその他関係書類の作成・提出、その他本総合評価落札への参加に要する費用は、総合評価落札希望者の負担とする。
- 5) 総合評価落札参加資格審査申請書及びその他関係書類の取扱い
 - ①提出された関係書類を当法人の了解なく公表、使用してはならない。
 - ②提出された関係書類は、返却しない。
 - ③提出された関係書類は、落札者決定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
 - ④関係書類の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- 6) 当法人より受領した資料は、原則として貸与資料であることから、必要に応じて返却を求めることがある。また、当法人の了解なく他に公表、使用してはならない。